

B 中島川・寺町地区

1) 地区の概要

中島川・寺町地区は、江戸時代唯一の外国との窓口であった長崎のまちの中核をなしていた長崎の精神文化をまちなみとともに残す歴史ある伝統的地区です。

中島川の水辺は、袋橋・眼鏡橋から西山川にかけて、石橋群があり、良好な水辺景観を呈しています。また、周辺には、風頭山の裾野に広がる寺院群と墓地が分布しています。

2) 景観形成重点地区の範囲

本地区では、地域の歴史性を保全し、これを活かした景観まちづくりを進めることが重要となります。そこで、図3-4に示す範囲を景観形成重点地区として設定します。

3) 景観の形成に関する方針

本地区は長崎市の観光・商業・生活の場として様々な都市活動が展開され、かつ伝統ある文化、資源を保有する多様性に富んだ地区です。これからの地区景観形成にはこうした地区がもつポテンシャルを十分に発揮し、地区ならではの将来像を合意、確立し、その実現へ向けて、各方面での努力が必要です。

景観形成の目標は、現在まで本地区が守り、育ててきた蓄積(ストック)と、今後の発展を促していく創造的部分を地区が大切にしていく特性として認識し、全体的な目標を設定するものとします。

以下に中島川・寺町地区の景観の形成に関する方針を示します。

<景観の形成に関する方針>

- 都市的な賑わい、楽しさを演出する伝統、文化に裏づけられ、ゆとり、うるおいのある都市景観の形成を図る。
- 地域の個性をいかして、多彩な表情、場の景観がストーリー性豊かに表現される景観形成を図る。
- 訪れるひとにとってわかりやすく、親しみのもてる景観形成を図る。

4) ゾーンの設定と景観の形成に関する方針

(1) ゾーンの設定

ゾーニングは、様々な日常生活・観光活動が営まれている本地区にあって、今後各地区が有する特性・性格に合わせた景観づくりが一定の方向性を見出していく単位として地区を設定するものです。本地区のゾーン設定にあたっては、地区の景観の規定要素と今後のまちづくりの方向性を加味しながら、一定の均質性をもって今後の景観形成が実践されていくゾーンを絞っていきます。また、地区内の歴史的なまちなみの保全・育成を目的に「景観まちすじ・まちかど」を指定します。

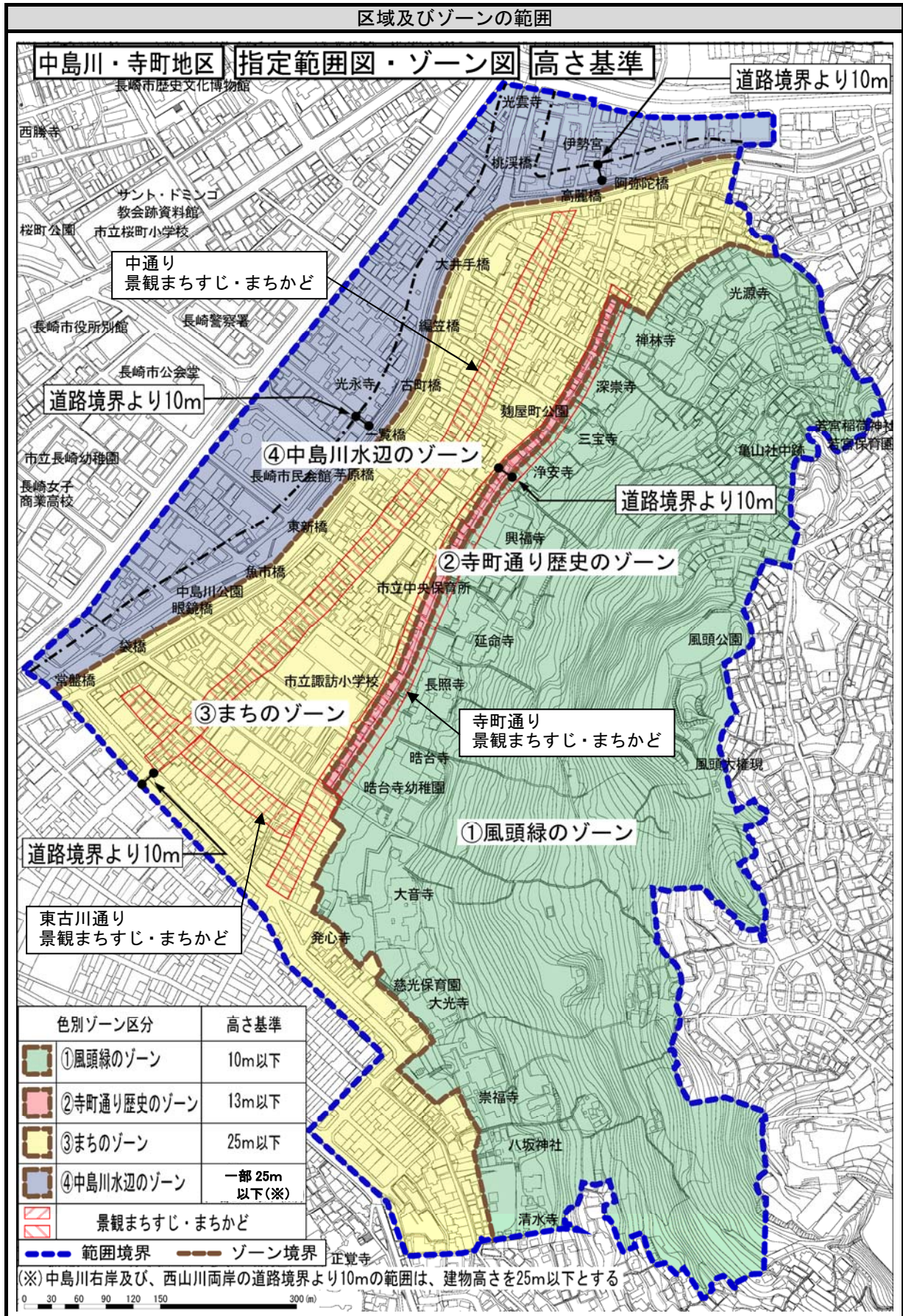


図3-4 景観形成重点地区「中島川・町地区」の区域及びゾーン

(2)ゾーン毎の特徴

名 称	特 徴
①風頭緑のゾーン	墓地を有する斜面緑地(風致地区)と、これに隣接する古くからの斜面住宅地を中心とする区域。
②寺町通り歴史のゾーン	歴史を感じさせるお寺群と背景の緑によって特徴づけられる寺町通りの区域。
③まちのゾーン	寺町通りと中島川に挟まれた中通りとその縦すじからなる商店・業務・住宅が混在したまとまりをみせる区域。
④中島川水辺のゾーン	中島川に架かる石橋や川面、護岸とともに中島川の沿線として目に映える、河川と一体となつてとらえられる区域。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	お寺と門前町を思わせる建物群が残り、伝統を感じさせる意匠、スケールを持った通り
中通り景観まちすじ・まちかど	中心商店街や観光拠点に近接する賑わいを持った商店街で、直線的で見通しのよい通り
東古川通り景観まちすじ・まちかど	細い線状に伸びた一体感のある街並みを通して、河川への視覚の展開、そして背景緑地への眺望がいたるところにみられる通り

(3)ゾーン毎の景観形成に関する方針

各ゾーンの景観の形成に関する方針は以下の通りである。

ゾーン	景観の形成に関する方針
①風頭緑のゾーン	眼下に広がる市街地への展望と豊かな緑を活かした快適で、ゆとりある生活空間の形成を図る。
②寺町通り歴史のゾーン	お寺をはじめとする歴史的要素と緑の保全を図り、落ち着いたたたずまいを伝えていく地区の形成を図る。
③まちのゾーン	中島川、寺町がかもしだす長崎の伝統ある文化性を基調にした品格と賑わいのある都市生活空間の形成を図る。
④中島川水辺のゾーン	水辺にひらかれた橋と人々との出会いが生まれる表情豊かな河畔のまちなみ形成を図る。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	風格ある歴史あるまちなみを活かした景観づくりを進める。
中通り景観まちすじ・まちかど	賑わいのある通りを創出する。
東古川通り景観まちすじ・まちかど	河川、お寺への眺望を大切にした景観づくりを進める。

5) 景観形成基準

(1) 基本的な考え方

景観形成基準の設定にあたり、以下のように各ゾーンの基本的な考え方を整理します。

ゾーン	基本的な考え方
共通（全体）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和したものとし、色彩や材料に配慮する。 ・ 通りに面する建物前や敷地内のオープンスペースには植栽を施し、うるおいやゆとりを生み出していく。
①風頭緑のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高台からの眺望を阻害しない高さとする。 ・ 建築物の屋根の形状は、眺望として映るまちなみにリズムをもたせた形状とする。 ・ 宅地内道路、高台から各種設備が直接見えないよう配慮する。 ・ 眺望景観を遮蔽する樹木は適正な剪定等の管理を行う。
②寺町通り歴史のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺院群とのバランスを保ったまちなみ空間を維持できる高さとする。 ・ 各種設備が前面道路やお寺境内から直接見えないよう配慮する。 ・ 極端に小さな間口で、まちなみのリズムを壊す敷地分割は行わない。
③まちのゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 背景の緑地を意識した秩序あるまちなみを維持できる高さとする。 ・ 寺院群の歴史的雰囲気と調和した屋根とする。 ・ 高台や通りからの視点に注意し、屋上設備、地上設備の修景に配慮する。
④中島川水辺のゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川沿いのまとまりを感じさせ、石橋群と川面をひきたたせる圧迫感のない高さとする。 ・ 建物前に人のたまりとなるゆとりのスペースが確保できる壁面後退を行い、3階以上の部分は、水辺の広がり演出のためにセットバックする。 ・ 橋上、河畔の通りからできるだけ各種設備が見えないよう配慮する。
寺町通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した建築物の形態とする。
中通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した商店街として賑わいを創出する。
東古川通り景観まちすじ・まちかど	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的雰囲気に調和した建築物の形態とする。

(2) 景観形成基準（地区共通）

基本的な考え方を踏まえ、以下（表3-7）のように景観形成基準を設定します。

表3-7 中島川・寺町地区における景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準																													
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面し、駐車場等の開放された空気を設ける場合は、周囲の景観に調和した門、塀又は生垣等を設置する。 ・高架水槽、空調屋外機などの建築物の付帯設備は、道路等から望見される場所（屋上含む）に設置しない。やむを得ず設置する場合は遮へいし、周辺の景観に調和するものとする。 ・自動販売機は、建築物等の中に組み込むか、又は、周辺景観と調和する意匠、形態、色彩とする。 																													
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色彩はマンセル表色系において、以下のとおりとする。 <p>(1) 建築物の屋根</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR～G系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>2.5以上～5.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の壁面、工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R系、G系、BG系、P系、RP系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>YR系、Y系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY系、PB系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B系</td> <td>4.0以上～5.0未満</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td>5.0以上～9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>N系</td> <td>4.0以上～9.0以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、次に該当するものについては、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石材、れんが等の素材の色及びアクセントカラー（外壁の各方面の見付け面積の各10%以内とする） ・周辺景観への影響がないと市長が認めるもの 	色相	明度	彩度	YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下	N系	2.5以上～5.0以下		色相	明度	彩度	R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下	YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下	GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下	B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下	5.0以上～9.0以下	1.0以下	N系	4.0以上～9.0以下	
	色相	明度	彩度																												
YR～G系	2.5以上～5.0以下	1.5以下																													
N系	2.5以上～5.0以下																														
色相	明度	彩度																													
R系、G系、BG系、P系、RP系	4.0以上～9.0以下	0.5以下																													
YR系、Y系	4.0以上～9.0以下	2.0以下																													
GY系、PB系	4.0以上～9.0以下	1.0以下																													
B系	4.0以上～5.0未満	0.5以下																													
	5.0以上～9.0以下	1.0以下																													
N系	4.0以上～9.0以下																														
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は、できるだけ緑化する。 																														

(3)ゾーン毎の景観形成基準

表3-7-1 風頭緑のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは10m以下とする。
	形態・意匠	・建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。ただし、神社仏閣は、除く。 ・塀は、原則として生垣とする。

表3-7-2 寺町通り歴史のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは13m以下とする。
	形態・意匠	・建築物の屋根は、原則として2方向以上の傾斜屋根とする。屋根の勾配は、10分の3以上とする。 ・空調屋外機等の建築物付帯設備は寺町通りや寺院境内から望見できる位置に設置しない。やむを得ず設置する場合は、望見できないよう遮へいする。

表3-7-3 まちのゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更	高さ	・高さは25m以下とする。
	形態・意匠	・道路に面する和風建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあつた修景を行う。

表3-7-4 中島川水辺のゾーンの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転	高さ	・高さは中島川右岸及び西山川兩岸の道路境界より10mまでは、25m以下とする。
	形態・意匠	・塀は、原則として生垣とする。

表3-7-5 寺町通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。 ・道路に面する1、2階の壁面は、道路に沿う位置とし、3階以上の外壁面は、1階の外壁面より2m以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することによりまちなみへの配慮が行われた場合はこの限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を行う。

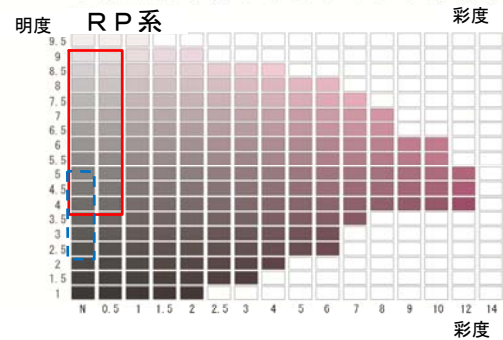
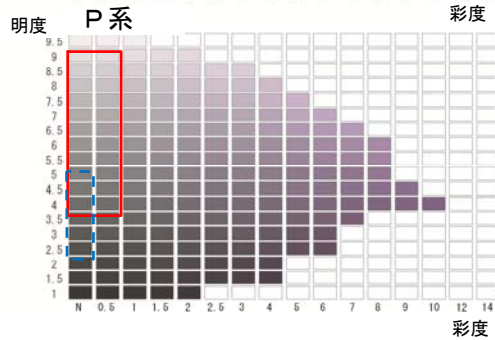
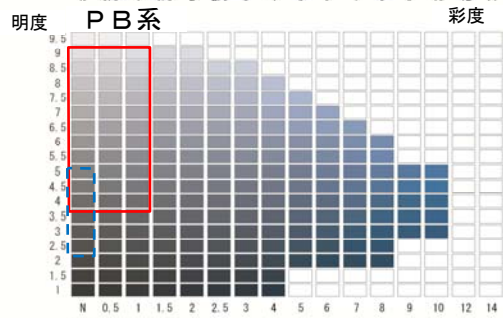
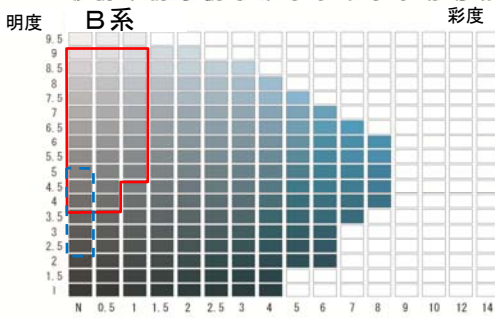
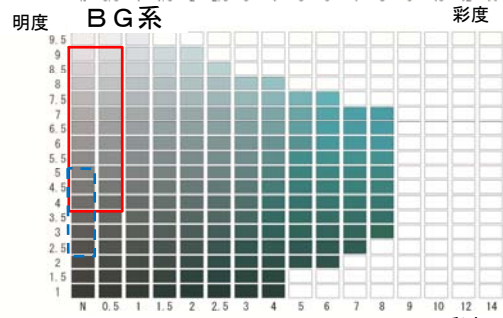
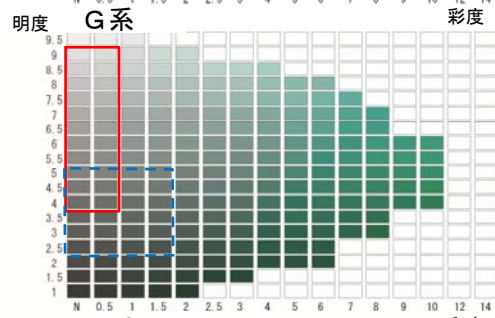
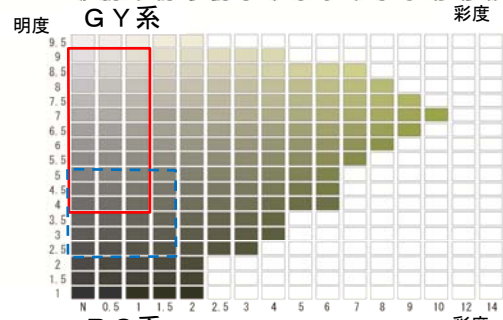
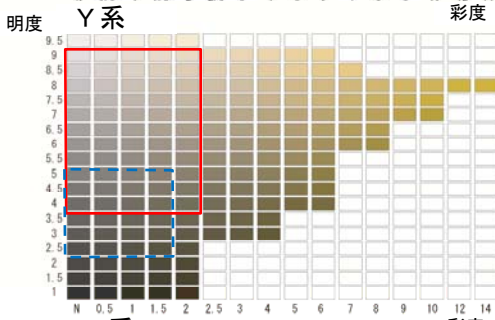
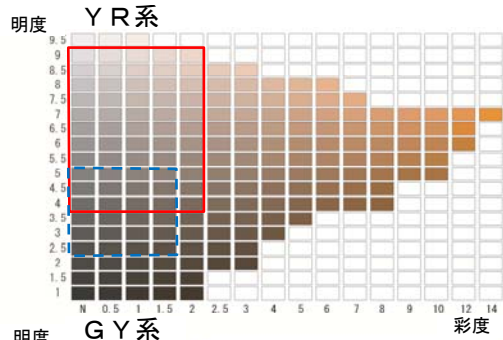
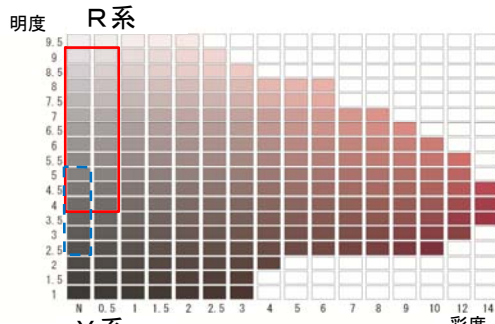
表3-7-6 中通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅以外の用途の建物は、1階部分を商業サービス施設とする。特に夜間にも賑わいのある魅力を維持していくための用途のバランスに配慮する。

表3-7-7 東古川通り景観まちすじ・まちかどの景観形成基準

行為の種別・事項		景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物又は工作物の新築、新設、増築、改築又は移転 ・外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更 	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱい建てるものとする。 ・道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面よりできる限り後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することによりまちなみへの配慮が行われた場合はこの限りではない。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する建築物の1,2階部分は、庇や格子等により地区の雰囲気にあった修景を行う。

(4) 中島川・寺町地区における色彩基準



外壁 屋根

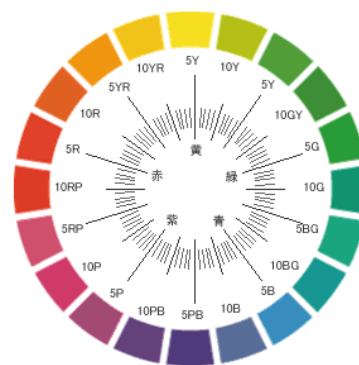
■ マンセル表色系のしくみ

発注者や設計者、施工者などが同じ色彩を共有できるように、日本工業規格（JIS）にも採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって表わしています。マンセル表色系では、「色相（Hue）」、「明度（Value）」、「彩度（Chroma）」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色彩を表わします。

【色相】 色味の違いを色相として表わします。色相は、R（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、GY（黄緑）、G（緑）、BG（青緑）、B（青）、PB（青紫）、P（紫）、RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表わす0から10までの数字を組み合わせて用います。

【明度】 色彩の明るさの度合いを明度として表わします。0から10までの数字を用い、明るい色彩ほど数字が大きくなります。無彩色はN5.5などのように最初にニュートラルの意味を表わすNをつけて明るさの度合いだけで色彩を表わします。

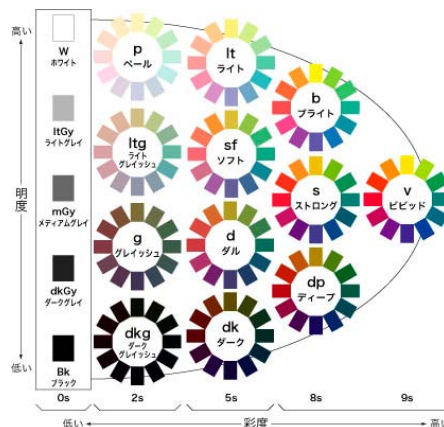
【彩度】 色彩の鮮やかさの度合いを彩度として表わします。鮮やかな色彩ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。



マンセル色相環

マンセル記号の表わし方と読み方
 5 R 4 / 1 4
 色相 明度 彩度
 （5アール、4の14）と読む

【トーン】 色彩の三属性のうち、明度と彩度を組み合わせたものをトーンと呼びます。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色が与える印象と深く関わっています。



PCCS トーン分類